

令和5年度第1回高知県社会福祉審議会(R6.2.5)以降の修正箇所等について

資料2

1 主な修正点

整理番号	該当箇所	反映箇所	修正内容	修正理由	担当課
1	全体	表紙～目次まで	表紙裏面、知事あいさつページに加え、第4期地域福祉支援計画の基本事項及び具体的な施策をそれぞれ見開きで掲載。	製本イメージに合わせて調整を行いました。	地域福祉政策課

2 令和5年度第1回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会(R6.2.5)における委員からの主な意見への対応

整理番号	委員からの意見			対応案	担当課
	発言委員	反映箇所	内容	回答	
1	土居(央)委員	P.46～47 第2章I-3-(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる体制づくりの更なる強化	不妊治療に係る課題について、素案では経済的負担の軽減というところを取り上げられているが、職場や周囲の理解についても必要。経済的な負担の軽減と併せて、治療を受けられる人が職場において理解や協力が得られるような環境づくりを県としても進めていただきたい。	県民意識調査でも非常に高いニーズであった不妊治療への支援について、こどもを持ちたいと望む方々が安心して適切な時期に治療を受けることができるよう、以下、計画の「現状と課題」、「具体的な施策」に追記・修正します。 【現状と課題】 P.46「社会全体の不妊治療（妊活）への認知が十分でなく仕事と治療の両立等に対する周囲の理解を得にくい状況にあること等が治療に臨む方の障壁となっていると考えます。今後は、利用者の声や国、他県の動向も踏まえ、より効果的な不妊治療助成制度のあり方の検討や妊活を社会全体で支える機運醸成が必要です。」 【具体的な施策】 P.47「より効果的な不妊治療助成制度のあり方や不妊治療を進めやすい環境づくりなど、妊活を社会全体で支える取組を検討・推進します。」	子育て支援課
2	金岡委員 野村委員 松尾委員	P.83 第2章II-1 つながりを実感できる地域づくり	計画は素晴らしいが、人手不足の中「誰がやるのか」という問題がある。人が見えてこないといけない。	高知型地域共生社会の取り組みのうち、「たて糸」である市町村の包括的な支援体制の整備は、p.23～24に記載のとおり、制度や分野の縦割りを超えて複合課題への対応力の向上を図ると同時に、役割分担の明確化による各分野の担当者の負担軽減や情報共有の徹底による支援の迅速化に資するなど業務の効率化につながるものです。加えて、「よこ糸」の取り組みは、地域のつながりや支え合いの力を高めることで、不足しがちな人材を地域の力で補おうとするものです。そのため、P.83に、「こうした「よこ糸」の取り組みは、各分野の専門職や企業・団体、NPOなど地域の多様な主体に参画いただくことで、不足しがちな人材を地域の力で補うことにもつながります。」という記述を追記しました。	地域共生社会室

3 令和5年度第1回高知県社会福祉審議会(R6.2.5)以降の委員からの主な意見への対応

整理番号	委員からの意見			対応案	担当課
	委員	反映箇所	内容	回答	
1	長澤副委員長	P.2～3 第1章I-1 計画の理念と目指す姿 P.7 第1章I-6 計画の基本項目	「高知型地域共生社会」について、「高知型地域共生社会」という用語が最初に出てくるところで定義、要素の説明と実現イメージをまとめて示してはどうか。	ご意見のとおり、P.2～3に「高知型地域共生社会の推進」として定義等の説明と展開イメージをまとめて記載しました。また、計画の3本柱の説明はP.7「6 計画の基本項目」にまとめて記載しました。	地域福祉政策課
2	長澤副委員長	P.20 第1章II-2-(2) 取り組みの成果・課題と第4期計画へのバージョンアップ	子育てに関する県民の実感として安心感が十分に高まっていないという課題について、根拠となるデータがあるか。	県民意識調査において、「高知県が安心して結婚、妊娠・出産、子育てできるような社会になっているか」の問いに、「そう思う」「ややそう思う」と回答している割合が22.9%となっており、目標とする50%と大きく差が開いています。また、令和5年度は「結婚」「妊娠・出産」「子育て」に分けて尋ねており、「子育て」については、「そう思う」「ややそう思う」と回答している割合は26.5%となっています。計画本文に安心感を高めていく必要がある旨の記述を追記します。	子育て支援課
3	長澤副委員長	P.37 第2章I-2-(1) 高知版地域包括ケアシステムの深化・推進	「高知方式」の定義や内容の説明を追加した方がいいのではないか。	ご意見のとおり、具体的な施策の最後に参考として「高知方式」の説明を追記しました。	長寿社会課
4	井上委員長	P.38 第2章I-2-(2) 総合的な認知症対策の推進	R6.1.1から施行された「共生社会の実現を推進するための「認知症基本法」」についてふれるべきではないか。	ご意見のとおり、P.38の現状と課題の冒頭に追記しました。	在宅療養推進課
5	長澤副委員長	P.57 第2章I-4-(2) ひきこもりの人等への支援	ひきこもりの人等への支援に関する数値目標について、最終案には現状の確定値が反映されるか。	R5年度の実績は市町村や委託先からの集計作業に時間を要するため、R6年5～6月頃に確定予定となります。したがって、現状値は令和4年度の実績を記載いたします。	地域福祉政策課
6	長澤副委員長	P.62 第2章-I-4-(3) 自殺予防対策の推進	「地域支援」という言葉は地域における支援あるいは地域住民による支援、その両方を意味するののか。	書きぶりを見直し、以下のとおり修正しました。 「自殺未遂者やその家族等に必要な市町村・保健所等による支援やケアの提供に関する情報を共有します。そのうえで、圏域ごとに自殺未遂者を個別に地域資源につなぐなどの包括的な支援体制づくりが求められます。」	障害保健支援課

整理番号	委員からの意見			対応案	担当課
	委員	反映箇所	内容	回答	
7	長澤副委員長	P. 76 第2章-I-4-(7) 再犯防止対策の総合的な推進	見出し及び目指す姿は再犯防止が焦点になっているが、ポイントの中にサポステがあり、見出しや目指す姿とサポステの内容が一致していないのではないか。 サポステを若者支援として別項目にするか、見出しや目指す姿に再犯防止以外にも若者の自立支援について内容を入れた方が整合性がとれるのではないか。	ご意見を踏まえて内容を見直し、少年非行防止対策の中に若者サポートステーションの記載を統合しました。	地域福祉政策課
8	井上委員長	P. 78 第2章-I-5-(1) 災害時要配慮者支援対策の着実な推進及び実効性の向上	東日本大震災についての記述だけではなく、能登半島地震のことも触れておく必要があると思う。 また、DWAT、災害ボランティアだけでなく介護職員等の応援派遣の支援・受援も記載しておくべきでないか。なお、DWATと介護職員等の応援派遣については、厚生労働省から全社協に委託されている災害福祉支援ネットワーク中央センターとの連携が欠かせないため、この中央センターにも触れておいた方がいいように思う。	以下のとおりP. 78に追加しました。 「なお、2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、人口減少が進む中山間地域や沿岸地域で大きな被害が生じました。南海トラフ地震による災害発生が想定される本県でも、同じような状況が起こりうるという前提に立ち、これまでの取り組みの検証を進めます。」	地域福祉政策課
9	井上委員長	P. 109 第2章II-6-(2) 災害ボランティアセンターの活動支援	「～それぞれの役割や連携事項を定めた協定を締結するなど、～」について、令和5年度内の協定の締結は見送ったとのことなので、修正する必要があると思われる。	以下のとおり修正しました。 「また、高知県社会福祉協議会と県の間で、それぞれの役割や連携事項を定めた協定を締結するなど、各市町村災害ボランティアセンターの広報支援を行うバックヤード拠点の体制確保や、高知県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター活動支援本部と県の円滑な連携に向けた取り組みを進めることとしています。」	地域福祉政策課
10	長澤副委員長	P. 113 第2章III-1 福祉教育の推進	「よこ糸」の取り組みであるソーシャルワークの網の目構築プロジェクトについて、人づくり・基盤づくりでも簡潔に言及してはどうか。	ご意見のとおり、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトも人材育成・福祉教育につながりますので、「福祉教育の推進」の項で内容を追加しました。	地域共生社会室
11	長澤副委員長	P. 129～130 第2章III-4-(1) 適切な福祉サービス利用促進のための仕組みづくり	目指す姿が、社会福祉事業の利用しやすく分かりやすい仕組みとなっている一方で、施策は、第三者評価事業と運営適正化委員会となっている。実際に第三者評価時業を受審できる事業所は限られているため、インターネットやSNS等の活用による福祉サービスの情報発信が進む中で、他の取り組みも検討してはどうか。	記載内容を見直し、福祉・介護事業所認証評価制度について追記しました。	地域福祉政策課 長寿社会課
12	徳弘委員	P. 14 第1章II-I-(5) 「④社会的養育を必要とする子どもたちの状況」-【里親等委託率の推移】 P. 49 第2章I-3 (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援 <社会的養育の充実>	第1章II-(5)-④社会的養育を必要とする子どもたちの状況について、里親だけでなく児童養護施設もあると思うが、その状況はどうなっているか。	ご意見を踏まえ、第1章及び第2章の社会的養育に関する内容を以下の通り修正し、社会的養育を必要とする子どもたち全体の状況を示す記述としました。  ・P. 14の表「④社会的養育を必要とする子どもたちの状況」-【里親等委託率の推移】に「児童養護施設等入所児童数（人）（高知県）」を追記  ・P. 49を以下のとおり修正 「高知県では、約400人の子どもが、保護者がいない、家庭での養育が困難など何らかの理由によって、児童養護施設や里親家庭などで生活しており、より家庭に近い環境で養育されるよう取り組んできました。 その結果、里親登録者数は着実に増加（H30：78組→R6.1月：153組）し、里親委託率が上昇（H30：19.0%→R6.1月：29.9%）するとともに、施設の小規模化も進展（R1：28グループ→R5：36グループ）するなど、家庭的な養育環境の整備が一定進んでいます。 また、児童養護施設等に入所している児童等の退所後の自立に向けて、入所中からの学習・生活支援の実施や、自立支援コーディネーターの配置など、支援体制の充実が図られてきましたが、支援者間の連携強化など、より効果的な支援体制の確立が必要です。」	子ども家庭課

#### 4 その他質問等

整理番号	委員	該当箇所	内容	回答	担当課
1	長澤副委員長	p. 138 第2章III-6 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進	市町村地域福祉計画で盛り込むべき実践活動としてア～エが有るが、アのよこ糸とウのあったかふれあいセンターの活用はほぼ同じ内容になるのではないか。 4つを優先的に取り上げた理由について教えていただきたい。	地域福祉計画に盛り込むべき内容はP. 138上段のとおり定型的にありますが、「⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項」がR2年改正社会福祉法により追加され、これに関連して「高知型地域共生社会」の高知らしさを出していきたいという思いから、特にアからウの項目を選んでいきます。エについては県が特に進めている施策として追加しています。 なお、これは高知県社会福祉協議会の取り組みの柱とも合わせています。	地域共生社会室